

奈良県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十七日

奈良県知事 山下 真

奈良県条例第五十四号

奈良県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

奈良県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年十月奈良県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項ただし書及び同項第六号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第十二項各号列記以外の部分及び同項第一号から第三号までの規定中「栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第四号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。